

事業計画書

【注意事項】

1部あたり36ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する役割を担っています。この地域ケアプラザの管理運営に関わることは、社会福祉法人秀峰会（以下、「当法人」）の理念である「地域社会との交流を通じて、あらゆる人が支え合って共に生きる地域連帯の実現」のためにも重要であると考えています。

旭区はその中であって当法人の発祥地であり、特別養護老人ホームの他、訪問介護等介護保険サービス各種事業およびケアプラザ4館（川井、笹野台、白根、二俣川）の計24事業を展開しています。長年に渡り連綿と築かれてきた貴重なご縁を大切にしつつ、住み慣れた街への郷土愛を、地域の皆様と共有すると共に、地域ケアプラザ管理運営の経験と実績を用いて、引き続き、地域の皆様に愛され親しまれる笹野台地域ケアプラザとして地域づくりに邁進する所存です。

【地域包括ケアシステム】

地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築という重要な役割を果たすため、高齢者の生活機能の維持向上及び地域活動の参加促進を、自らの意思に基づく自分らしい生活が実現できるよう活動を展開します。

多職種協働による支援活動は、地域のサービス提供事業所と、その他の福祉サービス以外の活動をする事業者等も加えて地域包括ネットワークを構築し地域包括ケアシステムを推進します。地域の中で個別に選定したケースで個別地域ケア会議を開催し個別支援に対する充実を図るとともに、そこから地域全体での課題抽出を行い、地域住民や医療機関、サービス事業所等と連携して課題解決を進められる環境を整備します。

これを踏まえ包括レベルでの地域ケア会議等を有効的に活用することで、地域との連携を強化し地域支援に関わる医療、施設、サービス事業所、企業等が地域支援の連携の輪に入るよう図りながら実施します。また、地域の自治会町内会や福祉保健関係者との橋渡しを行うとともに、様々な立場の人が関わることにより、広い視点で地域課題の把握・検討を行います。

【重点取組と課題】

地域ケアプラザは地域福祉・保健活動の拠点として、地域ニーズ・地域課題の発掘とこれを踏まえた事業展開・情報発信などを継続的に行い、地域・関係機関と連携した取組につなげ、地域福祉保健活動の円滑な推進に貢献します。

貸館利用については、利用団体の登録を広報誌等で呼びかけるとともに、地域のニーズを把握しながら自主事業を開催し、参加者自立の展開を促し、登録団体として活動できるよう自立化を支援

します。

高齢者支援、子育て支援・福祉教育の充実、障害児・者支援を地域支援の三本柱とし、それぞれ偏ることなく事業展開をすることで、地域支援の幅を広げ、地域の諸団体等と連携を進めるとともに、各支援活動の中から新たな地域福祉の担い手発掘とその育成に努めます。

また福祉・保健の総合相談窓口として役割を果たし、地域住民の視点に立った身近な存在として、気軽に相談できる地域ケアプラザを目指します。

【高齢者支援】

高齢者支援における地域ケアプラザの4つの役割を果たします。高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進するために、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター、地域活動交流の各部門が持つ情報と専門分野の知識を活かして、地域における支えあい体制の確立と、支援者が必要としている支援を得られる為の情報収集を行います。地域内全域で支え合い活動が行われるよう連合自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の地域活動団体と連携、協力して活動を地域全体に広がります。

～つながる～ 【無料の相談窓口】	～ひろめる～ 【介護予防】
～つなげる～ 【地域ネットワーク】	～まもる～ 【高齢者の権利擁護】

高齢者支援における
地域ケアプラザの4つ
の役割

高齢者の介護予防・認知症予防・生きがいづくりに、身近な地域で取り組める事業展開を進めます。現存の施設内事業等の活動を継続していきます。また、遠方のためケアプラザの事業には遠くてなかなか参加できないという地域に出向き、出前講座に取り組みます。介護予防、権利擁護、総合相談等の出張講座や事業計画を立案します。また、地域と共に認知症サポーター養成講座を開催しています。地区で活動する様々な団体の皆様と認知症についての意見交換等を行いつつ、認知症に対する正しい理解を啓発するチームオレンジ事業を展開し取り組んでいきます。

【子育て支援・福祉教育の充実】

子育て支援拠点との共催事業（出張ひろば、公園あそび）、地区社会福祉協議会主催事業（子育てサロン）、エリアの保育園、放課後キッズクラブ、げんきキッズ放課後児童クラブとの連携で情報共有します。

笹野台地域では地域で子どもを育てる機運が高まっています。様々な関係団体とともに小学生に対して福祉教育を継続します。

未就園児から学生まで、子育てに関する情報を収集し、ホームページや広報誌等を通じて引き続き地域へ情報を提供します。

更に就園前から小学生までの子ども分野の自主事業企画では、子育て中の親も対象に入れることで事業対象者の幅を広げ、それぞれの立場に合わせた企画が必要となります。事業参加者への利用者アンケートの結果をそれぞれの対象別に集計し、利用者が求めている内容の講座や事業を行うよう取り組みます。

地域食堂「カレーハウス笹野台」は子育て世代から部活帰りの中学生、地域の単身世帯者など多世代交流の場として実施しています。地域のこと、進路のことなど、参加するすべての人たちの様々な情報共有と交流の場になっています。



【障害児・者支援】

障害児・者、子育て支援等の情報や社会資源の把握に努め、障害児・者の相談機関や行政等の関係機関と連携し、適切な支援につなげられるよう窓口だけではなく、自主事業や自治会町内会の会議等、地域における様々な場面での相談及び情報提供を行い、気軽に相談いただける環境と関係づくりを継続します。

地域住民の障害への理解を深めるための周知活動の一環として、定期的に障害の理解講座を連合自治会、地区社会福祉協議会との共催事業として開催し、福祉保健計画地区別計画を推進していきます。近隣にある作業所「くるみの森」のパン・お菓子販売を、毎月当ケアプラザで実施しており、来館者から喜ばれています。障害児・者が地域の方々と触れ合える機会となっています。

また、地域からの相談や意見交換会等を適宜展開しながら、障害児・者支援活動に関する情報発信と活動支援を行います。当事者だけではなく、地域における全ての方々が相互に支え合えるように地域における障害児・者の支援活動を展開します。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

笹野台地域ケアプラザが担当する地区は、谷と丘が多く起伏の激しい地域です。この地域は、昭和 30 年頃から三ツ境駅北側に鉄道会社等によって開発が始まった新興住宅地で、各地から転居してきた方が多く居住されています。現在の地区内は戸建住宅が中心に町が広がり、住民の協力と努力で発展を続けています。

地区の総人口は 11,579 人、高齢者人口 3,415 人、高齢化率 29.49%（令和 7 年 3 月時点）となっており 旭区高齢化率 29.79%を若干下回っています。令和 3 年データと比べると総人口と高齢者数がともに減少した分、高齢化率にも変動が見られ若干低下しています。介護保険認定率は 22.0%で、特に公営住宅に暮らす方々の高齢化や独居高齢者の増加が進んでいます。

笹野台地域ケアプラザ地区は、笹野台地区連合自治会・二俣川ニュータウン連合町内会・川井地区町内会自治会連合会の 3 連合自治会があります。地域活動は、各連合自治会、地区社会福祉協議会などが中心に行っています。「新年賀詞交歓会」から始まり「季節のまつり」「体育祭」「敬老会」などさまざまな住民活動が、高齢化の課題を抱えつつも活発に展開されています。また、昔からの近所付き合いも感染症を含め様々な事情で希薄し、自治会未加入の世帯や、かがやきクラブ（老人会）未加入者の増加により交流の機会が減り、近隣住民の把握が難しくなっていることが課題です。

今後当ケアプラザが取り組む活動として地域支援の輪を広げ、出張サロンなど現在も活動している支援を通して地域住民のニーズ把握や、地域で支援していただける将来の担い手への声掛けをしていきます。

1. ケアプラザの管轄区は独居高齢者や高齢者世帯が多い地域となっています。支援が必要な状態であるのに声を上げられない方々も多いため、民生委員児童委員協議会等と連携し地域包括支援センターが中心となって地域住民の方々の情報収集に努め支援につなげていきます。

2. 高齢者支援、子育て支援、障害児・者支援に関する地域のインフォーマル情報を積極的に収集

し、またこれを多くの方々と共有できるよう、地域ケア会議やささえあい連絡会等、様々な機会を通じて情報の収集と発信に取り組みます。

3. 第5期旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）（令和8年度～12年度）の基本理念「地域で支えあい 安心して自分らしく暮らせるまち 旭区をつくろう」から地域共生社会の「共に支え合うこと」を目指す地域づくりを推進するため、区役所をはじめ笹野台地区連合自治会、笹野台地区社会福祉協議会、旭区社会福祉協議会と協働していきます。

4. 地域共生社会に向けての具体的な行動として

①「子どもの頃からの福祉」を身近に感じることが重要と考え、小中学生にとってケアプラザが身近に感じられるよう、小中学生対象の自主事業開催や学校行事への積極的参加、学校での福祉教育への協力を毎年行っています。



②定期的に発行しているケアプラザ広報誌と、地区社会福祉協議会の広報誌「笹野台ニュース」ホームページ「ささのだい」へ事業チラシの掲載を継続し、より広い世代へ積極的な広報活動を行いボランティア等次世代の担い手を発掘します。

③定期的な自治会町内会等へ出張講座を今までと同様に継続します。ケアプラザの取組の報告や利用事例等を紹介し、地域のニーズを把握し地域にあった事業の開催や情報提供方法の確立を目指していきます。

④第5期旭区地域福祉保健計画、笹野台地区別計画について、計画推進母体である笹野台地区社会福祉協議会及び笹野台地区連合自治会の取組を支援していきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

笹野台地区連合自治会の行事、各種団体の活動に参加し、共に汗を流すことでより広くより細かいネットワークを構築していきます。それにより、地域活動の情報を把握し、様々な地域住民が共に助け合う“顔なじみ”の関係が築けるようにします。

地区社会福祉協議会とは、地域課題を共有することで、解決に向けての方向性を話し合い共に活動を進めます。当ケアプラザは隠れたニーズを表出させるために、個別の聞き取りから情報を収集し、地域目線で見えるニーズとすり合わせ、対応できる社会資源を開発、運営の支援を行います。

民生委員児童委員は住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行う団体であり、地域ケアプラザは民生委員児童委員との協働で社会福祉、特に地域の個別支援の活動を推進していきます。埋もれた“支援を必要とする人”を把握するには、住民からの情報が不可欠です。些細な情報でもそれが非常に貴重な情報となることもあります。そのような情報入手の窓口となるのが民生委員児童委員であることが多く、今後も情報共有をしていきます。

かがやきクラブは、高齢者のインフォーマルサービスの中核をなす団体と言えます。会員の個別支援（フォーマルサービス）と地域とのつながり（インフォーマルサービス）の両輪がうまく回っていくように、かがやきクラブとの強いつながりを重視します。笹野台地区において笹野台地域ケアプラザは、かがやきクラブ笹野台支部の事務局を担当しており、月1回定例会に参加、情報提供と共有を行っています。

1. 笹野台地区ささえあい連絡会

笹野台地区ささえあい連絡会は、笹野台地区での地域福祉保健計画・地区別計画を策定推進するために組織された団体です。笹野台地区社会福祉協議会、笹野台地区連合自治会・各種団体、旭区役所、旭区社会福祉協議会、笹野台地域ケアプラザで組織されています。第5期地区別計画のテーマ「見守り」「防災」の2チームを作り、それぞれに職員もチームの一員として参加し活動支援を行っています。

2. 旭区役所・旭区社会福祉協議会との連携

地域福祉の観点から笹野台地域ケアプラザは、ささえあい連絡会の“支援チーム”として地区別計画の活動を支援しています。“支援チーム”メンバーは、旭区役所、旭区社会福祉協議会、地域ケアプラザ・地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターで適宜所長も参加しています。支援チームはささえあい連絡会の話し合いの方向性を想定しながら、これからどのように計画が進められるべきなのか、必要な支援等を検討します。ケアプラザが地域との日頃の関わりから得られた情報を旭区役所、旭区社会福祉協議会へ情報提供しながら地域の現況を共有し、地域住民が何を思い、どのようなことを課題として認識しているのかを把握します。旭区社会福祉協議会とは、共に定期的に地域アセスメントを行い、個別支援、地域支援両面から地域課題の把握を行っていきます。課題の解決に向けて社会資源をどのように活用したらよいかを検討し、共助がどのような形で進められるべきかを考えていきます。

3. 各関係機関

笹野台地域ケアプラザは各関係機関との連携を大切に、協働で活動していきます。近隣小中学校や高等学校、横浜西部ユースプラザ、横浜市旭区食生活等改善推進員など、各方面の専門機関との関わりから新たな企画や講座などがつくり、地域に向けて情報を発信していきます。

4. 他の地域ケアプラザとの連携

他の地域ケアプラザと連携し、研修、連絡会、事業へ参加し、各職種のスキルアップを図ります。旭区内だけにとどまらず、横浜市全域の地域ケアプラザとの情報共有を大切にし、非常事態時の運営推進に当たりどのようなケアプラザ運営を行うべきか、貸館など感染防止に対する工夫や試みなどを情報交換しつつ、地域と共により快適に活用できるケアプラザを目指して連携を深めます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

昭和59年4月に横浜市旭区で特別養護老人ホームを開設して以来、当法人は一貫して地域福祉活動の向上のために活動を進めてきました。一人ひとりの限りある生命を大切にすることでご高齢の方々が健やかで安心して暮らし続けられ、誰もがこの世に生まれてよかったと思えるホスピタリティー（おもてなし）を提供することが、当法人の行うべき福祉保健サービス業であると認識し、地域福祉の原点である地域に根ざした事業活動を展開しています。

【当法人の理念】

当法人は以下の理念を掲げて高齢者を中心とした介護福祉の活動を展開しています。

1. 人間が主体である

子どもから高齢者まで、すべての方々が常により高い自己実現に向かって生活ができる環境をつく

ります。すべての方々がご自身の人生の主役となって、日々の生活を送られることを何よりも大切と考え、様々な側面からそのお手伝いをします。

2. 連帯の輪を無限に広げていく

住み慣れた地域の中で、すべての方々が健やかで安心して暮らし続けるためには、行政やさまざまな団体など多くの人々が地域ぐるみで連携・連帯することが不可欠です。当法人は地域社会での交流を通じて、あらゆる人が支えあって共に生きる地域連帯の実現を目指します。

3. 日に日に新たな今日を創造していく

この世に生を受け人々は人生の旅路を歩んでいきます。歩みは誰とも代わるることのできないものであり、一步一步は真にその人固有の価値です。人生の一日一日がその人の心に叶うものであることを願い、私たちは共に歩みながら支援活動が続けます。

【“デス・エデュケーション”という考え方】

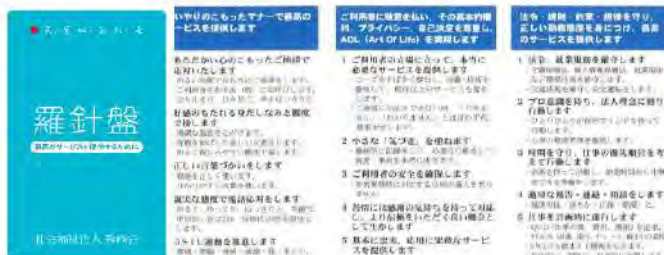
「デス・エデュケーション」は1960年代にアメリカで提唱された概念で、日本では上智大学のアルフォンス・デーケン教授が、1982年頃から「死の準備教育」を提唱したのが始まりとされています。「死を見つめることは、生を最後までどう大切に生きぬくか、自分の生き方を問い直すことだ」とデーケン教授は唱えており、これを高齢者介護の中で生かすべき死生観として、当法人は実践を重ねてきました。



デーケン教授は「余命を宣告された人のケアの重要性」を訴えています。当法人は、この「デス・エデュケーション」という考え方を特別養護老人ホームの中で「療育音楽」「語り部」「CAPP（アニマルセラピー）」を通じて、また訪問看護ステーションや診療所においては、在宅における看取り支援を通じて実践しています。地域ケアプラザは、子どもから高齢者までが支援の対象ですが、高齢者を対象とした事業においては「デス・エデュケーション」の考え方を活用していきます。

【“羅針盤”】

“羅針盤”というのは、当法人の基本コンセプトをまとめたカードです。全職員がそれぞれに携帯しています。毎朝礼時にはテーマごとに職員全員で唱和します。職員が当法人のコンセプトを常日頃から再認識し、共有するためのツールです。羅針盤には上記の理念・テーマの他、行動指針等を掲げています。



【ヒューマンケアネットワーク】

ヒューマンケアネットワーク（以下、「HCNW」）とは、当法人の事業コンセプトを形作る土台となる考え方で4つの項目を基本としています。

1. 24 時間、365 日サービスを提供する仕組みを作る。
2. 市内全域でサービスを提供できる拠点を展開する。
3. 単体ではなく、様々なサービスの組み合わせでご利用者の生活全体をサポートする。



4. 重篤な方、サービス提供が困難な方にもサービスを提供する。

このHCNWは、先に述べた法人理念を法人全体の事業活動推進体系として事業を遂行して行く仕組みです。HCNWは約172の事業所（令和7年12月時点）を配置することで構成されています。各々の事業所は人事、資金、情報、教育等あらゆる活動面で連携連動しています。

【地域包括ケアとの親和性】

一方、介護保険制度の中では平成24年度より「地域包括ケア」という概念を打ち出しました。これは地域密着型サービスの拡充、人々の生活をより包括的に守るケア、介護と医療の連携等のテーマを掲げているものですが、この地域包括ケアとHCNWは、その方向性が合致します。現在、当法人ではHCNWに基づき介護保険サービスのほか、障害者福祉サービス、医療サービス（診療所3か所）保育（保育所4か所）と様々な事業に取り組んでいます。特にケアマネジャー、ホームヘルパー、訪問看護を一か所にまとめた「三位一体型」事業所は当法人の在宅サービスを象徴する事業形態となっています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

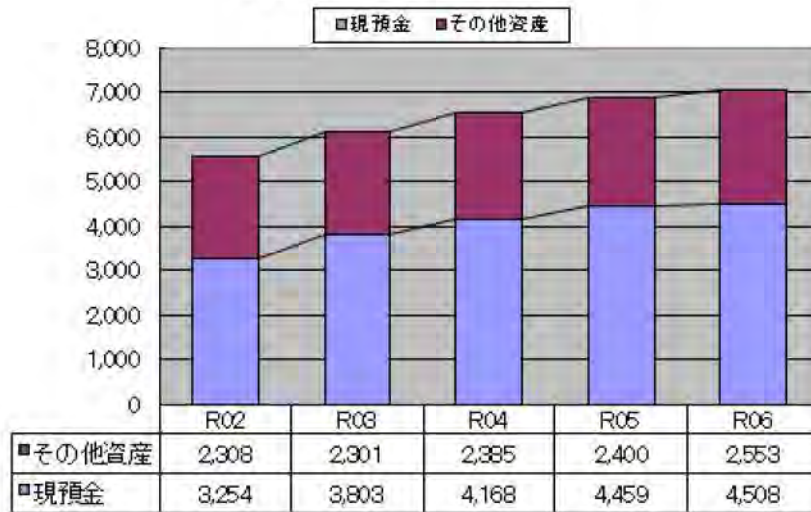
- ・予算については、理事会の承認を得た計画を適正に執行し、各事業所も予算に基づく運営をしております。
- ・法人税・消費税等については、每期適正な申告・納付を行っております。
- ・財務状況においては、金融機関に頼る事無く、自己資金で健全な運営を行っております。
- ・また毎年、次ページの通り事業所の開設を計画的に行ってまいりましたが、そのうえで、一定の資金確保を実績として残しております。

【平成24年度～令和8年度の新設事業所】

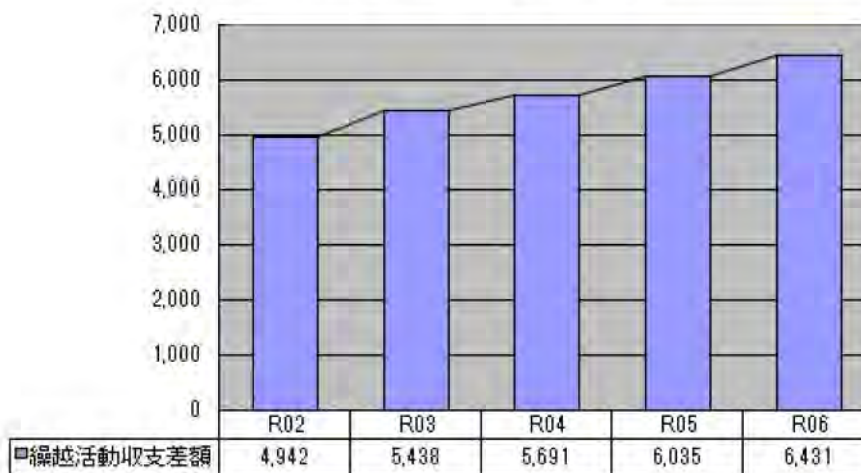
平成24年度	○希望の大地(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護) ○つくし保育園東戸塚 ○楠の大樹(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護) ○横浜市笹野台地域ケアプラザ ○花の生活館・銀の舞・磯風の謡・桜樹の森・豊稔の大地 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護) ○りんどう・すいせん(小規模多機能型居宅介護) ○さくら苑(訪問看護) ○銀の舞(訪問介護)
平成25年度	○うの花(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園センター南 ○桐の大樹・陽光の大地・瑞穂の大地・樺の大樹・銀河の詩・希望の大地 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
平成26年度	○横浜市白根地域ケアプラザ ○横浜市馬場地域ケアプラザ ○こでまり・ひなげし・しょうぶ(小規模多機能型居宅介護)

	<p>○櫛の大樹・陽光の大地・瑞穂の大地・樺の大樹・銀河の詩・希望の大地 (夜間対応型訪問介護)</p> <p>○銀杏の大樹・銀鈴の詩 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>○水明の大地(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護・訪問入浴)</p>
平成 27 年度	<p>○若草の丘(認知症対応型共同生活介護)</p> <p>○ひめゆり(小規模多機能型居宅介護)</p> <p>○つくし保育園上大岡</p>
平成 28 年度	○ナース 24 港北(訪問看護)
平成 29 年度	<p>○われもこう(小規模多機能型居宅介護)</p> <p>○つくし保育園 戸塚</p>
平成 30 年度	<p>○椿の大樹(居宅介護支援・訪問看護)</p> <p>○瑞穂の大地(認知症対応型通所介護)</p> <p>○横浜市二俣川地域ケアプラザ</p> <p>○相談支援センター銀の舞(計画相談支援)</p>
令和元年度	<p>○特別養護老人ホーム 高津山桜の森</p> <p>○みずほクリニック緑園都市</p> <p>○相談支援センター銀の舞(障害児相談支援)</p> <p>○高津山桜の森介護保険センター(居宅介護支援)</p> <p>○山桜の森ショートステイセンター(短期入所生活介護)</p> <p>○翡翠の舞(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)</p>
令和 2 年度	○楡の大樹(居宅介護支援・訪問介護。ナース 24 港北と同一拠点化)
令和 3 年度	○相談支援センター銀杏の大樹(計画相談支援・障害児相談支援)
令和 4 年度	<p>○横浜市都田地区センター</p> <p>○横浜市都田地域ケアプラザ</p>
令和 5 年度	<p>○さざんか(小規模多機能型居宅介護)</p> <p>○楡の大樹(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)</p> <p>○榎の大樹(居宅介護支援、訪問介護)</p>
令和 7 年度	<p>○秋桜の丘(居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 訪問入浴介護、認知症対応型共同生活介護)</p> <p>○ナース 24 宮前(訪問看護)</p> <p>○あきざくら(看護小規模多機能型居宅介護事業所)</p>
令和 8 年度 (予定)	<p>○横浜市野庭地域ケアプラザ</p> <p>○横浜市もえぎ野地域ケアプラザ</p> <p>○すいれん(小規模多機能型居宅介護)</p>
<p>・市内に施設・在宅サービスを広く展開しており、より多くのご利用者に関わることで、それぞれが利益を確保し、安定した経営基盤の礎となっております(次のグラフを参照)</p>	

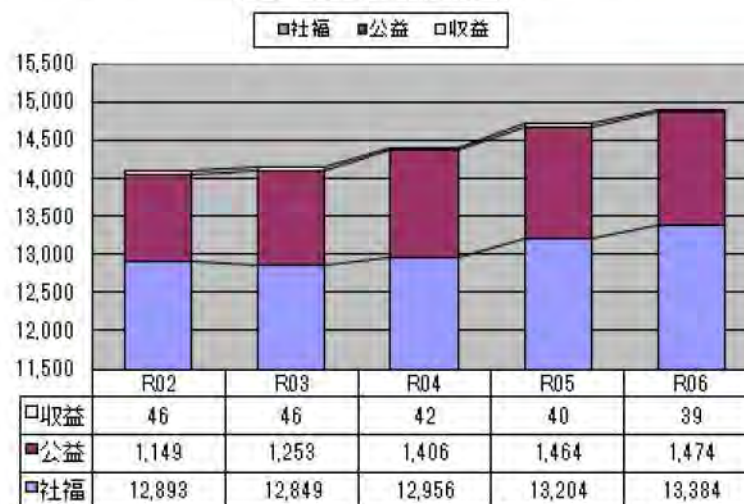
直近5年間の流動資産推移



直近5年間の繰越活動収支差額



直近5年間の収入推移



3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

所長として着任予定者は、R4年1月から現任として所長を務めており、笹野台地区連合自治会、笹野台地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、かがやきクラブ等地域とのつながりと連携を重視し、地域支援にあたっています。

地域特性も踏まえつつ、今までの経験を地域ケアプラザの円滑な運営に活かしながら、管理者としてもあらゆる専門性の向上に取り組めます。また主任介護支援専門員の資格を有しており、多角的な緊急相談においても所長の立場から相談援助を行ってまいります。顔の見える関係を築き、地域の方々にとって気軽に相談できる身近なケアプラザになるよう目指していきます。

【職員の適正配置】

配属職員は地域ケアプラザの設置目的を理解し、地域に密着した身近なところで地域福祉の向上のために積極的に課題にチャレンジしていく志と資質を持った職員の配置がされるべきと考えます。高いコミュニケーション能力を持ち、地域の方々の様々な相談に的確に対応できる職員の配置をします。特に、地域包括支援センターは総合相談、包括的継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント事業を進めながら、圏域内で発生する支援困難ケースを抱え、これを解決しなければなりません。このような状況を踏まえ、法人全体の有資格者（ケアマネジャー387人、主任ケアマネジャー146人、看護師（正・准）402人、社会福祉士115人。令和7年12月末現在）から、ふさわしい人材を選抜し地域ケアプラザに配置しています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

当法人では職員の定着とE S（従業員満足）向上を目的とした教育部を設置しており、職員の自己研鑽の支援、もしくは業務上必要な知識・技術を習得してもらうための教育を実施しています。

【職員教育】

1. 職場における教育

前述のHCNWの考えの元、各サービスの垣根を越え顔の見える関係を作るとともに異なるサービス専門職同士で事例検討等が可能な環境を提供することで職員のスキル向上を図ります。

2. 「羅針盤」の読み合わせによる理念の共有

当法人の理念・行動指針である「羅針盤」を毎日朝礼で唱和致します。法人の理念・行動指針をまとめた羅針盤を読み合わせるにより、その理念に定められた方針を念頭に活動しています。

【人事考課の実施】

年度初めの「出航の誓い」（新年度開始における決意表明会議）で、事業所の方針や目標が表明され、これに基づき職員各々が個人目標を設定します。半期ごとに人事考課表を提出し、これを基に職員と上司が面談します。期間中にできたこと、できなかったことを確認しながら、業務の課題等について助言や指導を行い次期に繋げています。このPDCAサイクルを通じて職員の育成を図ります。

【職員研修】

職員研修は、法人本部教育部および各部署で専門性向上を目指した年間研修計画を作成し、実施しています。教育部では法人全体に共通の階層教育を担当し、各事業部においてそれぞれの業務に必要な専門教育を担当しています。

1. 教育部を中心に実施している主な研修

- ・ 中途採用者研修（入職月受講を原則に月 1 回開催）
- ・ 管理/監督職研修（テーマにより実施）
- ・ 新任管理職研修（任命時に適宜開催）
- ・ 新卒職員研修
- ・ 秀峰会アカデミー

⇒職員が受講したい研修を選び、自由に学べる場を提供しています。

また、専門知識を有した職員が研修講師を務め、その専門性を活かす場を提供します。

2. 事業所における研修

法人主体の研修以外にも当地域ケアプラザ独自で年間研修計画を立てて、各種研修を実施していきます。ケアプラザ内での連携を強化するためそれぞれの専門職の役割や業務の把握を職員会議にて皆で共有する体制を構築しています。

地域活動交流・生活支援体制整備事業の担当職員には、コーディネート機能、地域包括支援センター職員には多岐にわたる技術・知識が要求されますので、市役所、区役所または社会福祉協議会等が主催する研修にも参加し専門性を養っています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

【施設の快適・安全な利用】

当法人が“羅針盤”（2(1)「法人の理念・基本方針・業務実績等について」参照）に掲げる当法人職員の行動指針のひとつである5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）1U（美しい）運動を通じて、職員一人ひとりが施設管理への意識を高めていくとともに利用者の視点に立った設備の安全快適な環境、性能性及び快適性に配慮しながらきめ細かいメンテナンス対策を進めます。

【施設の維持保全】

施設建築物、建築設備の管理については、施設の機能と耐久性を長期にわたって確保するために「維持保全の手引き」「施設管理者点検マニュアル」等に基づいて、清掃、点検及び保守を実施し、適切な維持管理保全を行います。維持保全業務の遂行に当たっては、次の事項を踏まえ、施設利用者の利便性・快適性の確保に努めることを基本とします。

日常点検は「施設管理者点検マニュアル」に沿って確実に行います。定期点検については、専門業者に委託して実施しますが、運用の際には温暖化も踏まえ「横浜市節電・省エネルギー対策基本方針」に準じて、チェックリスト等も活用しながら市の関係部局や区役所に必要に応じて報告するとともに、年間計画を作成し点検基準に基づき管理します。

【設備・機器の運転等】

施設の修繕は小破修繕を適切に実施し、大規模修繕等については区及び市と協議して対応をしていきます。設備、機器運転等は無駄を徹底的になくし、省エネやリサイクルに積極的に取り組み、地球の温暖化の防止に努めます。防犯・防災については、戸締りなどを徹底することや避難訓練等を実施すると共に、業務を委託した警備会社等と連携し事故防止を図ります。また、建築局保全推進課で開催する「公共建築物の保全に関する研修」等に積極的に参加し、最新かつ適切な情報の更新に努めるとともに、横浜市節電・省エネ対策基本方針を踏まえ、省エネへの取り組みを確実に実施します。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

毎月実施の職員全員参加で行う会議にて、事故防止、感染症対策、労働安全衛生等をテーマにて研修を施し対策の徹底を図ります。また、各部署で行っている会議等で、過去に発生した事故や定期的に報告・確認しているヒヤリハットの内容をもとに原因分析を実施し、必要に応じて改善し、朝礼等で職員への伝達を日々行っています。

区役所経由で提供される以下の情報についても会議で共有し、常に事故防止の意識付けを継続しています。

・【記者発表資料】事務処理ミス等の状況について

・地域ケアプラザ等において発生した事故等の状況について（通知）

当ケアプラザの貸館利用者に災害時の避難誘導の手順、利用者へ火器使用の際の注意喚起、爆発物・危険物の持ち込み防止、使用後の清掃・電気ガスの消し忘れ等のチェックリストによる点検を周知するとともに、職員もチェックリストを用いて日常的に巡視点検を行い事故発生防止に取り組みます。

【急病時及び事故発生時の緊急対応】

事件事故発生時における緊急の対応については、全職員が利用者の安全確保を第一として対応します。遅滞なく行政への報告をすることはもちろん、対応フロー、連絡体制、報告・判断基準も明示した法人統一の事故対応マニュアルを用いて対応します。マニュアルには、事前、発生時、事後、それぞれに職員がとるべき行動や関係機関への連絡等を記載し活用します。急病時の対応においては、産業医や看護師からの研修で習得し、AED訓練においては、旭消防署今宿消防出張所長の協力を得て指導を受けています。



また、職員間の連絡網を完備し、遅滞ない指示連絡システムを確保するとともに任意で職員家族への連絡体制も確保しています。

【個人情報漏洩防止・発生時の対応】

地域の皆様からの信頼を維持するためにも事故を発生させないことを目的に、日々ヒヤリハットの検証やマニュアルの活用研修の実施を継続的におこないます。

万が一、発生時には速やかに関係機関への連絡、報告を含め必要な行動を行いケアプラザ全体で再

発防止策の検討および業務の改善を行います。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

【発災に備えた事前準備】

災害発生後の対応については遅滞なく行政への報告をすることはもちろん、対応フロー、連絡体制、報告・判断基準も明示した法人統一の事故対応マニュアルを用いています。

また、職員間の連絡網を完備し、遅滞ない指示連絡システムを確保するとともに任意で職員家族への連絡体制も確保しています。



【福祉避難場所】

横浜市の標準マニュアルをもとに、笹野台地域ケアプラザでの設置マニュアルを定めています。開設が必要になった際には、区に設置される防災本部と連携し適切に開設・運営できるよう、このマニュアルを職員間で情報共有しています。

市内全域で活動を展開する法人の特色を生かし、法人職員が所属事業所に関わらず、横断的に住居近隣の事業所に参集することにより、必ずしも交通機関に頼らずとも一定数の職員参集が可能な体制づくりに努めます。

日頃の準備として年間2回以上、健康福祉局福祉保健課が実施している「福祉避難所情報共有システム」を活用し、発災時における行政との遅滞ない情報共有と連携によって福祉避難所としての適切な対応を行います。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

東日本大震災を受け、当法人では、今後想定されている横浜市直下型地震等に備え地震対策を見直し「社会福祉法人秀峰会 地震防災対策（方針）」を策定しました。施設の安全対策、飲料水・非常用食料等の備蓄、職員参集・活動計画・防災訓練、関係機関及び入所（利用）者家族との連絡体制、地域との応援連携と施設内活動要領の作成などについて定めるとともに、各施設において次の対策を実施しました。笹野台地域ケアプラザにおいても、同様な対策を行います。



- ・備品／家具類の転倒防止、落下物対策、飲料水・非常用食料等の備蓄

（福祉避難所応急備蓄物資に追加して、職員全員分の1日分の飲料水、食料を備蓄）

- ・地震対策マニュアル作成（訪問系と施設系の事業の違いに沿う、職場ごとのもの）

・発災時の対応としては、法人内全事業所で地震災害時参集訓練を実施しており、法人職員が指定された自宅より最寄りの事業所・施設に参集し、午前6時に震度6地震が発生したことを想定して、非常時のとるべき行動について確認し訓練を行い、災害伝言ダイヤルを活用し、災害対策本部の指示確認、被害状況報告を行っています。

- ・年2回の総合消防訓練を実施し、常日頃から発災時の対応確認を実施しています。
- ・地域防災拠点の合同防災訓練に参加し、地域の方々とも連携を図っています。

訓練に参加することで、地域防災に関する職員の意識向上も図ります。

【BCP 研修】

災害発生時の BCP 想定訓練について介護保険事業所に重点を置いた事業継続の視点から介護予防、居宅介護支援、通所介護の業務内容に即したマニュアルを作成し、発災時の想定訓練を行います。実動訓練では有事の際、優先順位の準備がなされているか確認し、介護事業所業務継続に即した内容の訓練を行います。

【感染症の発生・まん延に備えるための取組】

感染症発生時及び自然災害発生時における業務継続計画（BCP）を作成し、随時見直しによる更新、座学研修や実地訓練等を定期的に行っていきます。

感染症の予防及びまん延の防止の為の指針に則り、対策委員会を定期的に開催し、感染症防止の為の研修実施や感染症発生時の対応、BCP の随時見直し等を行っていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

公正中立の遵守は利用者による適切な自己決定権の確保という観点から最重要課題の一つと考え、以上を前提として、次の点に留意しつつ対応します。

1. 相談者の住所地、心身状況、世帯状況、経済状況、意向等を聞き取り、これらを踏まえつつ、相談者にとってより利益となるよう介護保険サービス事業者等を含めた社会資源、社会保障制度等を分かりやすく説明し、複数の選択肢を提示します。

2. 選択肢の提示の際には、市発行の情報誌「ハートページ」を活用し、さらに各事業者のパンフレットや公的機関による公開情報を加えて、口頭だけでなく、書面による視覚情報も交え可能な限り分かり易い説明をします。利用者及び家族がご自身の希望に沿った事業所を選択するお手伝いをします。

利用者が自己決定にて選択したサービス提供事業者についても、利用者が望むサービスを受けられないと考えるときには、契約を解消し、新たなサービス提供事業者を選択可能であることを説明します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

笹野台地域ケアプラザでは、満足度の高いサービスを提供するため、来所者に対して笑顔で挨拶そして日常的に声掛けを実施するなど、良好な接遇態度と来所者とのふれあいを基本として、深い信頼関係を築いています。常に地域の視点に立ち、来所者の声に耳を傾け、施設を取り巻く社会環境の変化を感じながら利用者のニーズ把握に努めます。

【利用者ニーズの把握】

1. 利用者ニーズの整理

個別ニーズ、地域共通ニーズ、団体・機関活動ニーズに整理して対応します。

2. 利用者ニーズの把握方法

① “待ち受け” のニーズ把握

地域交流室の利用者、地域包括支援センターの総合相談窓口の利用等、笹野台地域ケアプラザに来所される利用者から持ち込まれるニーズを把握します。

② 毎年、利用者満足度アンケート（居宅事業所は介護保険制度に基づくアンケート）を実施し、分析結果を業務改善に生かします。

③ “御用聞き” のニーズ把握

自治会町内会、民生委員児童委員協議会、老人会クラブ等の会合に出席し、広報紙やチラシを配布して、事業等の広報とあわせて地域ニーズの把握を行います。また区役所地区担当や旭区社会福祉協議会地区担当、近隣の関連施設からの地域情報収集を積極的に行います。

④ “アンテナ” のニーズ把握

文献、インターネット情報等を検索して笹野台地区の社会資源の成り立ち等を歴史的に振り返りながら地域活動の変遷、地域ニーズの変化を学び、現在のニーズ把握に繋げます。

3. 利用者ニーズによる課題の解決、改善

地域ケアプラザの運営協議会は議題を審議する場であると共に、地域ニーズや課題解決をすすめていくための話し合いの場でもあります。把握した課題を分析し、分かりやすく提示して地域での話し合いのなかで解決していけるように努めます。

ケアプラザの各室にもご意見箱を設置し、ご意見を自由に記入していただき、集まったご意見には誠意を持って対応します。

【利用者の苦情対応】

利用者及び地域住民の方から苦情をいただいた場合、内容は市役所・区役所に書面をもって報告するとともに、真摯に受け止め誠意をもって対応する姿勢を職員一人ひとりに教育します。所長を苦情対応の総括責任者とし、各部門の管理者を苦情受付・解決責任者として、次の点に留意し心のこもった対応と速やかな解決を図ります。

- ・苦情内容は記録として残し、関係者の会議で要因分析を行って対策を検討するとともに再発防止に努めます。
- ・当法人の設置している第三者委員会により、客観性を担保しつつ適切な対応、解決に結びつけられるよう取り計らいます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

【個人情報の管理の方針】

地域ケアプラザにおいては、施設利用の方々の多くの個人情報を保有することになります。このため、「個人情報の保護に関する法律」等の法令、厚労省のガイドライン、横浜市の「個人情報保護条例」を遵守します。また、利用者の権利・利益を保護するために当法人の「個人情報保護に関する規程」に従って、個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を「個人情報保護に関するマニュアル」に定め、職員に対し研修を実施します。

【職員研修等】

- ・職員を採用した際には、「個人情報の保護に関する誓約書」を提出します。
- ・採用時研修で個人情報の保護について、必須科目として習得し、配属後は、年1回以上職場研修を行いその際にはチェックリストで現状の認識を把握し、職員の意識向上につなげています。
- ・他事業所等の個人情報の漏洩事例については、所属別会議(欠席者には事例回覧)等で周知するとともに注意を喚起します。
- ・個人情報の保護に関する法律等の法改正に速やかに対応できるよう、所属別研修等で内容及び留意点を周知します。

【情報公開】

- ・市の指定管理料等によって運営されている地域ケアプラザの事業は、広く住民に状況が開示されることの重要性を理解し、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に準じ適正な対応を行います。
- ・広報誌「笹野台ケアプラだより」(毎月1回発行)でケアプラザの運営状況等を公開しています。

また、法人公式ホームページ等で地域ケアプラザ事業の紹介などを行います。



- ・運営状況等の情報公開については、内容を充実させ、アクセスし易いホームページを作ります。
- ・介護サービス情報の公表では、神奈川県指定機関による確認を経て開示します。
- ・ケアプラザの窓口には、事業計画書、事業報告書、予算決算書、第三者評価書等をカウンターに常時備え付け、閲覧に供します。
- ・年に2回のケアプラザ運営協議会を開催し運営委員の方々への活動報告を行うとともにご意見をお寄せいただき改善に努めます。

【人権尊重】

私たちは、個人情報だけではなく、プライバシーそのものを扱う事業であり、多大な責任とリスクを負っています。私たち自身が地域住民に損害を与えてしまわないよう、相手を正しく知るアセスメント能力の研鑽、「普通」という価値観だけではなく、少し視点を変えてみる発想の転換、相手の立場に寄り添う努力等、普段の業務から心がけ、地域住民から信頼され続けていただく為にも、前項の個人情報保護の取組と一体的に、プライバシーの漏えい防止、人権感覚を高める努力を続けていきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

【横浜市地球温暖化対策実行計画】

環境問題は温暖化が地球規模となり、今や環境への配慮を欠いては私たちの生活は成り立ちません。横浜市は「YOKOHAMA GO GREEN」と銘打った2050年までの脱炭素化という目標を掲げました。

公の施設である地域ケアプラザもこれに基づき取り組み、職員一人ひとりが環境に配慮した行動を実践していきます。

【ヨコハマプラ 5.3 計画（横浜市一般廃棄物処理基本計画）】

横浜市では従来のごみ削減への取組に加え、燃やすごみに含まれるプラスチックごみの削減を重点的に進めることで温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2 万トン削減（2022 年度比）することを目指しています。地域ケアプラザ運営で出るごみについても、新しい基準に沿った分別を徹底します。

【市内中小企業優先発注について】

中小企業のさらなる発展に寄与するべく、市内、とりわけ当地域ケアプラザ担当地区内にある中小企業に施設修繕や備品購入等の発注を優先的に行之、役務委託等を依頼できるようにします。また法人の経理規程に基づき、一定条件下においては複数の見積合わせをすることで、不要な経費増額を抑制します。

【男女共同参画推進について】

横浜市は第 6 次横浜市男女共同参画行動計画(令和 8 年～)にて「誰もが多様な生き方を選択できる都市」を目指しており、私たちは当該行動計画の主旨に則り、あらゆる取組においてジェンダーの視点を確保し、機会の平等を推進します。

具体的には、「横浜市男女共同参画推進条例」に準拠し、職員は市の男女比目標を上回るよう採用・配置計画を進めます。当法人では看護師、ケアワーカー等を中心に多くの職員が出産・育児休業を取得することから、当地域ケアプラザにおいても、こうした休業を本人の希望に基づき取得できるよう支援します。

【建物内外の整備】

5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）1U（美しい）運動を推進します。5S の取組によって、来訪者が気持ちよく活動できるようにします。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

施設の利用状況については曜日や時間帯により偏りが見られるため、施設をより有効的に活用していただくことが課題となっています。

【効率的に利用いただくために】

- ・利用の少ない曜日や時間帯については、地域の活動団体やサークル等へ案内を行い特定の曜日や時間帯に集中しないよう調整を図ります。
- ・団体の活動内容や参加者の状況に応じた利用提案を行い、施設を有効に活用していただけるよう取り組みます。
- ・貸室利用にあたっては、登録団体交流会の場を活用し、施設の利用方法や留意点について分かりやすく周知します。個別の説明にも対応し、利用者が安心して施設を利用できる環境づくりに努めます。
- ・施設利用の促進と貸館率の向上に向けて、備品の整備や貸し出しを行います、ポッチャ等の備

品は、世代を越えた交流や学びの機会に活用され、施設利用のきっかけの一つとなっています。

- ・廊下に貸室の最新空き状況がわかる貸館状況を掲示することで、空き室を効率的に予約できるようにします。

【ホームページでの情報提供】

ホームページについては、施設の概要や事業案内、広報誌等を掲載し、地域の方が必要な情報にアクセスしやすいよう内容の充実に努めます。

【広報誌『笹野台ケアプラだより』の発行】

広報誌については、地域の方に必要な情報がわかりやすく伝わるよう工夫し、ホームページとあわせた情報発信を行います。

広報誌『笹野台ケアプラだより』を前述のとおり配架、掲示を行い地域住民が笹野台地域ケアプラザの情報に触れる機会を増やすことができるよう努めます。

【地域に必要な自主事業を企画実施】

- ・自主事業については、これまで実施してきた事業の内容や実績を踏まえつつ、地域のニーズや社会状況の変化に応じた形で企画・実施します。ケアプラザ内での大規模な事業や定期開催の事業に限らず、地域や関係機関からの依頼に応じた出張型の取組や、既存の活動と連携した形で事業実施など柔軟な方法を取り入れていきます。また地域の福祉施設や学校、関係機関と連携し施設外での活動にも対応することで、これまでケアプラザに足を運ぶことが難しかった方や、ケアプラザを知らない方々との関わりや出会いの機会を大切にしていきます。今後も、地域の実情を捉えながら、地域に必要とされる自主事業のあり方を検討し、地域とのつながりや世代を超えた交流、担い手づくりにつながる取組を行っていきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

- ・総合相談については、高齢者、障害のある方、子どもやその家族など、地域住民から寄せられるさまざまな相談を受け止めるよろずや相談窓口として対応しています。相談内容は、単一の課題にとどまらず、生活状況や家族関係、地域とのつながりなど、複合的な背景を含む場合も多いことから、相談者の状況を丁寧に把握することを大切に、ケアプラザでは、地域の状況や日頃の活動を通じて得られる情報をもとに、必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援につなぐ役割を担っています。また、相談内容に応じて、地域包括支援センターが中心となって対応するものについては、情報共有を行いながら連携して対応しています。今後も関係機関と協力しながら、地域の身近な相談先としての役割を果たしていきます。

- ・地域へ積極的に出向き、些細な相談ごとでもケアプラザを活用していただけるよう地域の総合相談窓口としての周知活動や顔の見える関係づくりに努めます。

- ・民生委員児童委員協議会、旭区役所担当ケースワーカーとの間で問題を抱える地域住民に関する情報交換を定期的に行い、コンタクトを取るべき方々について把握し、可能な限り早期の訪問を開始します。

- ・客観的に支援を必要とする状況だとしても、個々の世帯により異なる事情や長い年月を積み重ねて育まれた生活様式や人生観、価値観があることから、拒否や反発を招きやすい画一的な指導

的対応は避け、共感的姿勢で接することで信頼関係の醸成を行いつつ、それぞれの事情に応じた解決策を示します。

- ・上記と同時並行で、各関係機関と情報共有しつつ多角的な視点で検証し、より良い対応を常に追求し、独善的な対応とならないよう支援内容について客観性を担保する体制を取ります。

- ・一つの事例について区役所内の複数部署を横断するような複合的課題を持つ場合は、関係部署間を仲介する役割を担います。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

1. 行政機関との連携

受託法人は、協定書に基づき、区役所の指導の下に連携し、地域の様々な課題等に取り組むことが必要であると考えます。

① 地域活動交流

- ・各事業が専門性を活かしながら連携し、地域の状況やニーズを共有することが重要です。地域活動交流事業では、日頃の地域活動や住民との関わりから得られる情報を、生活支援体制整備事業や地域包括支援センターと共有し、地域課題の把握や対応につなげています。また、旭区役所・旭区社会福祉協議会と支援チームとして活動を通じ、必要に応じた情報共有や連携を図っています。今後関係機関との連携を強化し、地域の実情に応じた支援や活動が円滑に進むよう取り組んでいきます。

② 生活支援体制整備事業

- ・生活支援体制整備事業を推進するために、区役所、旭区社会福祉協議会と連携しながら、あらゆる主体（地域住民・福祉関係機関・企業・医療機関等）と連携した地域づくりに取り組みます。

- ・担当エリアのインフォーマルサービスの把握と創出、継続していくための後方支援を連合自治会、地区社会福祉協議会、各地域の関係団体と協働で取り組み、情報共有しながら、地域課題の解決に向けて協議をしていきます。

③ 地域包括支援センター

支援が困難な事例については、旭区福祉保健センター職員と日々の連絡・相談の他、定例カンファレンス等もうまく活用して役割分担をし、協働で対応に努めてまいります。また、連合自治会ともこれまで同様連携しながら対応します。

- ・主任介護支援専門員が中心となり、旭区福祉保健センターと連携して地域の介護支援専門員を支援します。

- ・高齢者虐待、生活困窮、成年後見等の権利擁護については、社会福祉士を中心に行政その他関係機関と連携し対応します。

- ・旭区 SOS ネットワークでは、対象者を事業に適切につなげ、協賛店の開拓や協力関係の強化、徘徊ネットワークの効果的な運用に寄与します。

- ・ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業では、地区担当、民生委員児童委員と連携して、支援の必要な方の把握・見守り活動を実施します。

・横浜市介護予防普及強化業務委託において、地区担当保健師とともに、担当エリアの共通理解を深め、介護予防把握事業の地区診断に沿った介護予防の普及啓発や一体的実施事業（フレイル予防）に努めます。

2. 福祉・保健・医療機関との連携

地域包括ケアシステムの実現には、医療と介護の連携がさらに重要となります。旭区医師会や基幹病院との連携に努め、かかりつけ医、本人・家族、行政との橋渡しに努めます。横浜市の「疾患別医療介護連携事業」についても、引き続き旭区医師会と協働で推進します。

3. 職員間の連携

所長及び5職種（地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーター・包括3職種）は日々のコミュニケーションに加え、情報共有ツールや、相談内容の回覧にて日々情報把握を行っており、職員が休暇中であっても他の職員で対応できるようになっています。加えて毎月の定期会議にて各事業担当の活動状況を確認し、共通の目標である事業計画の進捗も随時確認することで円滑で滞りなく情報伝達ができる職場環境を作っています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

・地域福祉保健のネットワークについては、地域の課題やニーズを関係者間で共有し、それぞれの立場や役割を大切にしながら、地域づくりを進めていくことが重要であると考えています。

笹野台地域ケアプラザは地域の方とともに自治会町内会をはじめ各団体と協働、連携した地域活動が一番大切な核になるものと考えています。連合自治会の行事や会合に参加することでケアプラザ職員と顔なじみの関係を築き、信頼関係のもと地域が抱えるいろいろな困りごとや、課題の把握に努め、解決に向けて地域と共に考え、取り組んでいくよきパートナーとなるよう努めています。

1. ケアプラザ広報誌

広報誌を通して地域の方に当ケアプラザの存在と役割を周知し、困ったときの相談や地域と連携した取組事業への参加を促すことで、ネットワークの基盤となる地域の方との関係づくりにつなげます。

2. 行事への参加

前述の通り様々な行事に参加し、交流を深めつつイベントに、地域の一員として活動することで皆さんが大切にしている地域活動の目的と実感をともに味わうことを心掛けています。



3. ケアプラザ周知活動

当ケアプラザの業務内容を自治会町内会の役員の皆様にご理解いただくため、担当職員が定例会に出席し周知活動を行っています。「“地域の身近な相談窓口”何かあったらまずケアプラザへご連絡をお願いします」と言うことを中心に、高齢者だけではなく、子育て、障害者等全世代に関するご相談があった場合は、各専門機関につなげることもお伝えしています。

【地区社会福祉協議会との連携】

笹野台地区社会福祉協議会が大切にしている「ともに生きる」という考え方を踏まえ、当ケアプラザとしては、地域の方々と「ともに動く」関わり方を意識しながら活動を支援しています。特に、子どもや若者の参画については、笹野台地区社会福祉協議会からの声かけをきっかけに、中学生・高校生のボランティアとのつながりが生まれるなど、次の世代を含めた地域づくりへと広がっています。こうした取組は、第5期地区別地域福祉保健計画における「子どもを巻き込む」「子どもの育ちや学びを地域で支える」という方向性とも重なっています。今後も、これまでに築いてきた関係性が一過性のものとならないよう、日頃からの関わりを大切にしながら、地域住民や関係機関と一緒に地域福祉保健のネットワークづくりを続けていきます。

【ささえあい連絡会】

ケアプラザでは、地区別地域福祉保健計画の推進にあたり、地域住民が主体となって話し合いを行う「ささえあい連絡会」等の場に継続して関わり、地域の状況や課題を知る機会としてきました。こうした場への参加を通じて、地区別計画における目標A(地域防災力の向上)および目標B(地域の見守り)の内容を踏まえた地域の取組について理解を深めています。日常的には見守りをテーマとした話し合いを中心に関わる中で、防災分野の取組や課題について知る機会もあり、分野ごとに分けて捉えるのではなく、地域全体の流れとして状況を把握することにつながっています。こうした地域での気づきや情報については、施設内で共有するとともに、旭区役所や旭区社会福祉協議会等の関係機関とも情報を共有しながら、地域福祉保健計画の推進に活かしています。

【かがやきクラブとの連携】

笹野台地区において、当ケアプラザは「かがやきクラブ笹野台支部」の事務局を担当しています。月一回の定例会に出席することで、地域で起きている事案を共有し、またケアプラザの活動を紹介するなど、ケアプラザを身近に感じてもらえるよう努めています。

9/20「全国一斉『社会奉仕の日』」には、かがやきクラブが中心となって笹野台会館の周りを持掃し、地域貢献をされています。ケアプラザではこの活動を広報誌に掲載し、地域の皆さまにお伝えするお手伝いをしています。

【民生委員児童委員協議会との連携】

支援を必要とする住民と区役所と地域包括支援センターなどの関係機関をつなぐパイプ役をつとめているとの認識に基づき、信頼関係を構築し連携に努めます。



毎月の民生委員児童委員協議会の定例会議に参加して顔の見える関係を強化し、民生委員児童委員にとって当ケアプラザが相談しやすい頼れる存在であるように努めます。

お互いに情報共有を行い、専門職としての当ケアプラザ、地域に根差した民生委員児童委員、それぞれの強みを活かし、民生委員児童委員の抱える諸課題に対しては主に地域包括支援センターが専門的な立場から支援を行い協働します。

【近隣小中等学校との連携】

近隣の小学校・中学校・高等学校や関係機関と連携し、福祉教育の視点を取り入れた学びの機会にも関わっています。人権や防災、地域での支え合いをテーマとした取組を通じて、子どもや若者が地域

や福祉に触れ、地域の中で考えるきっかけとなるよう意識しています。こうした場で得られた気づきについては、関係者間で共有し、今後の取組に活かします。笹野台地区社会福祉協議会とは、日頃から顔を合わせる機会が多く、地域福祉保健活動を進める上で相談や情報共有を重ねてきました。人権をテーマとした学習に関しても地域の現状や課題について意見を交わしながら、一緒に取組を進めます。



オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

笹野台地域ケアプラザとして地域福祉保健計画や区の事業について、各部門で役割分担と連携を行い区行政との協働に努めます。

『第5期旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）』

<旭区・基本理念>

「地域で支えあい 安心して自分らしく暮らせるまち 旭区をつくろう」

孤立を防ぎ、多様化していく地域住民のお互いに見守り合う姿を思い描きながら詳細計画を区役所、各関係団体、当ケアプラザ協働で推進していきます。

子どもから高齢者、障害者まで全ての人たちが、孤立することなく地域の一員として自分らしく支え合って暮らせるよう、住民主体の地域づくりを支援する役割を担います。

1. 旭区福祉保健課との連携

・旭区健康づくり係が実施する食生活等改善推進員セミナー修了者が会員として活動する旭区食生活等改善推進委員会と共催企画を毎年開催しています。運動・休養を含めた地域の健康づくりと公衆衛生活動の普及・啓発を推進します。

2. 子育て・若者支援事業の連携

・旭区子ども家庭支援課の地区担当や子育て支援拠点、主任児童委員、民生委員児童委員と連携し、地域で安心して出産・子育てが出来るよう、地域での親子の居場所、親同士のつながり、子育てなどの相談の場となる事業の実施や後方支援を行います。支援が必要な方を把握した際は、上記関係各署と連携し見守りなどの支援を実施します。

3. 生活衛生課との連携

・安全で安心な食と生活環境づくりのため、地域のボランティア団体や自治会行事担当の方を対象に、食品衛生係と連携した講習会の実施や情報提供を行い、食中毒の予防啓発に努めます。

・調理室の衛生管理は食品衛生係に助言指導を頂き、当ケアプラザの登録団体が安心して活動が出来るように努めます。

4. 障害者への理解とネットワーク推進

障害に対する理解が深まるように、講習会などを通じて意識の醸成を図ります。

また、区行政(高齢・障害担当者)、関係機関と連携して、障害者が地域で安心して暮らせるように取り組みます。

5. 地域福祉保健計画の周知

区民祭りやケアプラザでの様々な機会を活用して、全世代の方に地域ケアプラザ及び地域福祉保健計画の周知を行います。

【生活支援体制整備事業】

生活支援体制整備事業は、高齢者一人ひとりがいつまでも住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けるために、区役所をはじめあらゆる主体と連携した地域づくりを推進していきます。

1. 移動販売については、地域の特性・実情に応じ、旭区役所、旭区社会福祉協議会、地域ボランティア、民間企業など多様な主体と協働し、買物支援を提供していきます。
2. 区行政との連携については、横浜市、県・市・区社会福祉協議会、それぞれが主催するコーディネーター研修、連絡会、分科会において、地域アセスメントや地域課題の把握など情報をお互いに交換共有することにより、横浜市の目指す「資源開発」「ネットワーク構築」「ニーズと取組のマッチング」を念頭に生活支援体制整備事業を推し進めていきます。

【地域包括支援センター】

区との事業を通して区と連携協働し、安心・健やかな暮らしを実現できるよう、個別支援を実施するとともに地域ネットワークの構築に努めます。

1. 旭区 SOS ネットワーク

対象者を事業に適切につなげ、協賛店の開拓や協力関係の強化、ネットワークの効果的な運用に寄与します。

2. ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業

旭区高齢・障害支援課地区担当、民生委員児童委員と連携して、支援の必要な方の把握・見守り活動を実施します。

3. 旭区役所地区担当と連携した相談・支援

旭区高齢・障害支援課地区担当との定例カンファレンスで情報共有を行い、様々な要因で支援が困難な事例についてはそれぞれの強みを活かした役割分担で一緒に対応します。高齢者虐待、成年後見制度の区長申立て、生活困窮者支援等、地域住民の抱える課題について地区担当と連携して支援します。

4. 横浜市介護予防普及強化業務委託

旭区高齢・障害支援課地区担当保健師と地域包括支援センターが担当エリアの共通理解を深め、介護予防把握事業の地区診断に沿った介護予防の普及啓発や一体的実施事業(フレイル予防)を展開します。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

第5期旭区地域福祉保健計画では、ケアプラザの役割、担う責務について、より明確に示されました。管轄地域のみならず旭区全体の課題にケアプラザの得意とするネットワーク、社会資源のマッチング等、強味を活かしながら地域課題向けに対応を強化します。

・地区別計画に関しては地域住民が主体となって取り組むことを基本とし、推進にあたっては、地域の状況や関係者の意向を踏まえつつ無理のない進め方を意識しながら、後方支援の立場から関わります。地区別支援チームの一員として、地域活動交流コーディネーターおよび生

活支援コーディネーターが、旭区社会福祉協議会や旭区役所等と情報共有を行いながら、地域の状況や課題の把握に努めています。毎月、ささえあい連絡会等の場を通じて、地域の声や意見を共有し、必要に応じて助言や情報提供を行っています。今後も、地域の実情や変化を踏まえながら、住民主体の取組が継続できるよう、関係機関と連携しつつ、必要な支援を行っています。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業（指定管理事業）について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

【基本姿勢】

・地域活動交流事業における自主企画事業については、高齢者・子ども・障害児・者など特定の分野に偏ることなく、地域の実情やニーズを踏まえながら企画・実施することを基本としています。自主企画事業は、地域との関係づくりや活動の継続につながることを意識し、生活支援体制整備事業や地域包括支援センター、笹野台地区社会福祉協議会等と連携しながら取り組みます。

1. 福祉保健活動の開発

・福祉保健活動の開発にあたっては、地域が抱える課題やケアプラザに期待されている役割について把握し、自主企画事業の内容に反映させています。地域ニーズの把握については、連合自治会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の会合への参加、地域行事への関わり、学校や関係機関との日常的なやり取りを通じて行っています。また、生活支援体制整備事業や地域包括支援センターとの情報共有も重要な機会として活用しています。

2. 自主化への取組

自主企画事業については、実施当初から自主活動への移行を前提とするのではなく、地域の状況や担い手の負担感を踏まえながら、無理のない形での展開を大切にしています。これまでに自主化された事業については、状況に応じて後方支援を行い、活動が安定して継続できるよう関わっています。また、将来的な自主化の可能性を視野に入れつつ、まずは活動の定着や地域との関係づくりを重視しています。ポッチャなど、世代を超えた交流につながる取組については、地域の方々と意見交換を行いながら、今後の展開について検討しています。

3. 高齢者

高齢者分野においては、地域の方々が気軽に参加でき、安心して過ごせる交流の場となる自主企画事業を実施しています。活動を通じて、地域行事や他の取組への参加につながるきっかけづくりを行うとともに、自主化された活動については後方支援を行い、安定した継続が図られるよう関わっています。また、地理的条件等により来館が難しい高齢者もいることから、生活支援体制整備事業や地域包括支援センターと連携し、出張型の取組等についても検討しています。

4. 子ども

子ども分野では、就園前の親子支援から放課後の居場所づくり、次世代の担い手につながる取組まで、地域の状況に応じた関わりを行っています。就園前の子どもや子育て中の保護者については、子育て支援拠点事業や区役所と連携し、サテライト会場として受け入れを行うことで、身近な地域で子育て支援につながる機



会をつくっています。また、自主企画事業として「わらべうたと絵本の会」を実施し、読み聞かせボランティアが活動できる場を確保しています。小学生向けにはフリールームを実施し、放課後に安心して過ごせる居場所づくりを行っています。日常的な利用を通じて、子どもや保護者がケアプラザに親しみを持ち、必要に応じて相談や他の活動につながるきっかけとなるよう心がけています。



また、子どもが地域の中でさまざまな人と関わる機会を大切にしています。今年度は、区役所、主任児童委員、地区社会協議会、地域の防災に取り組む団体等と連携し、ジュニアボランティアを対象とした体験型の防災学習を行いました。避難所運営ゲーム(HUG)等を用いて、地域の大人と一緒に考える場を設けたことで、防災について考えるきっかけとなりました。今後は、学校との連携も含め、地域の状況に応じた形で継続できる方法を検討していきます。こうした多機関連携を通じて、子どもが地域の中で自然に関わりを広げていけるよう、引き続き取り組んでいきます。

5. 障害児・者

・障害児・者分野については、当事者や家族と直接的につながる機会が限られている現状を踏まえ、地域における理解促進や環境づくりを中心とした取組を行っています。具体的には、障害福祉事業所によるパンの販売を長く継続して受け入れており、日常的な来館の機会を通じて、地域住民が自然な形で障害のある方や事業所と関わる場となっています。また、バリアフリー図書の設置や、人権をテーマとした学習の場での車椅子体験、ポッチャを用いた体験型の取組などを行い、不自由さや配慮の必要性について考える機会としています。今後は、これまでの取組を基盤としながら、関係機関や団体との情報共有を進め、無理のない形で当事者や家族とのつながりを広げていくことを検討していきます。



6. 分野を超えた事業

・分野を超えた事業については、高齢者・子ども・障害児・者といった枠にとらわれず、地域に関わるさまざまな立場の人が主体的に参加できる場づくりを意識しています。笹野台地区社会福祉協議会が主催し、旭区社会福祉協議会およびケアプラザが協力して関わる形で、子どもの遊び支援を目的とした地域活性化プロジェクトに継続して参画しています。近隣の保育園や学校の協力を得ながら、小学校の体育館や校庭を活用し、年齢や立場を越えて多くの人が関われる場となるよう工夫しています。体育館では、乳幼児から未就学児を対象とした遊びの場を設け、保育園職員や地域のボランティア、民生委員・主任児童委員、ジュニアボランティア等が役割を分担しながら、手づくりの遊びや交流の機会を提供しました。校庭では、中学生・高校生ボランティアが中心となり、小学生と一緒に遊ぶ場をつくるなど、若い世代が主体的に関わる機会となりました。また、こうした取組をきっかけに、中学生・高校生が地域活動やボランティアに関心を持ち、学校からの依頼により、ボランティア活動について話をする機会にもつながっています。地域の活動に参加した経験が、次の学びや関わりへと広がる流れが生まれています。今後も、関係機関や地域団体と連携しながら、世代や分野を越えて人がつながる機会を大切に、地域全体のつながりや活力につながる取組を継続していきます。



イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

1. 効率的な利用への取組

福祉保健活動団体が活動しやすい場を提供するため、貸室の利用状況を把握し、必要に応じて利用方法の説明や調整を行っています。受付において貸室の空き状況を共有し、団体が活動計画を立てやすいよう配慮するとともに、曜日や時間帯に偏りが生じないよう、利用状況を踏まえた案内に努めています。また、登録団体に対しては、活動予定をあらかじめ確認しながら、希望日が重ならないよう調整を行い、限られた貸室を有効に活用できるよう支援しています。

2. 利用促進の具体的取組

ケアプラザの利用方法については、広報誌や案内リーフレット等を通じて周知を行い、地域の福祉保健活動団体が利用しやすい環境づくりに努めています。また、貸室の利用方法やルールについて、説明会や個別の相談対応を通じて丁寧に説明し、ケアプラザへの理解が深まるよう取り組んでいます。近年は、団体数の減少や活動内容の変化等により、必ずしも利用が活発とは言えない状況も見られることから、既存団体の活動が継続しやすいよう、広報誌で活動の様子を紹介するなど、団体の後方支援を行っています。また、年に一度、団体交流会を開催し、団体同士が活動内容や課題について意見交換を行う機会を設けています。交流会を通じて、他団体の活動を知るきっかけや、相互理解につながる場となるよう意識しています。

3. 団体間の調整および関係づくり

貸室利用にあたっては、団体間での利用時間や備品の使用に関する調整が必要となる場合があることから、公平性に配慮しながら調整を行っています。継続的に利用する団体については、備品の保管方法や搬入・搬出の手順等について一定のルールを設け、円滑な運営ができるよう支援しています。また、福祉保健活動団体同士が緩やかにつながり、相互に協力し合える関係が築けるよう、ケアプラザの行事等への参加を呼びかけるなど、無理のない形での関係づくりを意識しています。

4. 今後の方向性

今後も、地域の活動状況や団体のニーズを踏まえながら、活動の場としてのケアプラザの役割を整理し、利用しやすい環境づくりに努めていきます。新たな利用促進を無理に進めるのではなく、既存の団体や活動が継続できることを大切にしながら、必要に応じて関係機関とも連携し、福祉保健活動の場としての機能を維持していきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1. 基本的な考え方

ボランティアについては、自発的な意思に基づき、地域や社会との関わりを通じて活動するものと考えています。当ケアプラザでは、ボランティアの登録や活動機会の調整を通じて、地域活動への参加のきっかけづくりや、無理のない形での関わりが継続できるよう支援しています。

2. ボランティア登録や制度理解の機会については、地域の状況や相談内容を踏まえながら対応しています。近年 65 歳を迎えた方や、これまで制度を知る機会がなかった方からの問い合わせがあることから、適宜よこはまシニアボランティアポイント登録研修会を開催します。今後も、地域のニーズに応じた形で、ボランティアが活動に関わるきっかけづくりを行っていきます。

3. ボランティアのコーディネートについては、ボランティアを希望する方や受け入れ先からの相談に応じ、活動内容や希望に沿った形でのマッチングを行っています。また、地域行事や施設からの協力依頼に対して、無理のない範囲でボランティア参加につながるよう調整しています。
4. 近隣高校生からボランティア相談が多くなっています。ボランティア証明書の発行等を通じて意欲向上とともに、笹野台地域のボランティア活動にもつながるよう行っています。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

ケアプラザでは、地域の福祉保健活動や住民の状況を把握し、必要な情報を適切につなげられるよう、職員間で情報を共有しながら取り組んでいます。その中で、生活支援コーディネーターと地域活動交流コーディネーターが連携し、地域の動きや課題を整理する役割を担っています。地域の福祉保健活動団体や人材等に関する情報については、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、学校関係者、ボランティア団体など、地域のさまざまな関係者との日常的な関わりを通じて収集しています。両コーディネーターが、それぞれの立場から得た情報を共有しながら、地域の状況を把握します。

収集した情報については、ケアプラザ内で共有・整理を行い、個別の相談や専門的な対応が必要な場合には、地域包括支援センターや関係機関と連携し、適切な支援につながるよう調整しています。単発の対応にとどまらず、地域全体の状況として捉えることを意識しています。

地域住民や関係団体に対しては、広報誌の掲示、地域の会合、ケアプラザの周知活動等を通じて、福祉保健活動や相談先に関する情報提供を行っています。また、地域で把握したニーズに応じて、必要な関係機関へ情報をつなぐなど、支援につながるよう心がけています。

今後も、ケアプラザ全体で地域の状況を丁寧に把握し、必要な情報が必要な人や活動につながるよう取り組んでいきます。地域の変化に応じて関係機関との連携を継続し、地域の福祉保健活動が円滑に進むよう支えていきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

1. 地域の基本的な情報（公開されているデータ）を入手

横浜市や旭区役所からの数値によるデータ（人口や高齢化率等）から、地域の特徴や傾向を把握します。地理に関しては、地域の航空写真を入手し昔から現在に至るまでの宅地造成の変遷から、どのように地域が拓けていったのか、そこに住む人の歴史を想像します。また、地域住民の話を直接聞くことにより、現在のリアルな生活課題などを想定します。

2. 所内での地域情報を共有

地域包括支援センター、地域活動交流、生活支援、居宅介護支援部門と情報を常に共有するようになります。地域包括支援センターに日々入ってくる総合相談は、互いに共有することで地域の傾向が浮き彫りになります。地域活動交流の事業で活動する地域住民の方々とは顔なじみの関係を作り、話を聞くことでその人が感じていることの課題やニーズの把握ができます。

3. 地域に出向く

生活支援コーディネーターは笹野台地域に出向くとき、五感を働かせ、各掲示板、各自治会館から聞こえる人の声、商店街の通りの様子や笹野台商店会に声をかけてみるなど、地域の雰囲気や今の様子などを感じ取ります。また、サロンや集いの場に参加することで、気軽に話ができる信頼関係を作り、今、地域で起きていること、感じていることを聞き取ります。雑談からヒントとなる話、キーワードを情報として蓄積し、記録を整理することにより、小さな生活課題を見つけていきます。地域住民との信頼関係を築き、地域課題として形になっていく過程に時間をかけていきます。

4. 多様な主体で主催される会合の場で情報を確認

地域の各種団体が開催する会合に参加し、地域活動を運営している立場の方々が、どのような地域課題の捉え方をしているのかを把握し、今まで蓄積してきた様々な地域課題とすり合わせていく作業をしていきます。多方面から話を聞くことで、今まで気づかなかった課題なども把握することができるため、地域との密接な連携は最も大切な作業といえます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

1. 地域住民・組織

地域住民・組織による社会資源は、地域に出向き、可能であれば実際に参加、体験させていただきます。体験することで、現状や参加者のニーズを受け取り、次につながる社会資源の存在の把握と確認作業を行います。

集いの場において、参加者は楽しみながらもそれぞれ役割を持って活動し、参加する目的やどんなことを望んで交流を図るのか、参加者同士の会話から推測します。参加者同士が定期的に会って交流することで、「見守り」の広がり方も把握していきます。



2. 近隣介護事業所

近隣介護事業所が運営する認知症カフェは、地域包括支援センターとともに参加することにより連携を深め、認知症に関する社会資源ネットワークの拡充を行います。

3. 商店街

地域連携として、日頃より笹野台中央商店会とのつながりを深めるために認知症 SOS ネットワーク協賛店登録店舗に毎月広報誌をお配りし、商店会ならではの視点から感じられたことなど話を聞き取ります。商店会の地域貢献に関する話題は広報誌「笹野台ケアプラダより」に掲載し地域に広く伝え、相互で連携を図ります。



4. 企業

坂の多い地形が特徴的な当地区では、高齢者の買い物支援についての課題解決にむけて話し合いを行い、住民、スーパー、区役所、旭区社会福祉協議会と多くの主体が関わり移動販売をスタートさせました。継続的に話し合いを重ね、ニーズの把握や、それによる生活課題の解決がどの程度解消されるかなどをともに検討し、現在も取組を進めています。

また、企業と地域住民との繋がりを重視しネットワークを広げることを心掛けています。特別養護老人ホームの送迎車を利用し、地区社協主催の伝統ある食事サービス事業へ送迎サービスを開始、地域貢献に力を入れようとしている企業と高齢利用者のニーズをマッチングさせ、地域と企業とのつながりを創出しています。今後も地域の高齢者が望むニーズと企業の社会資源を結びつける支援を行います。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

住民主体による話し合いを中心に、目指す地域像にむけて、旭区役所、旭区社会福祉協議会、民生委員、当ケアプラザ等が、ともに考え伴走します。笹野台地区では食事サービス団体による配食サービス「昼食会」への送迎を実現するため、近隣施設と連携を図り、協議体を立ち上げています。天候、距離、身体的理由等により、外出が困難になっても交流の場に参加できるよう移動支援サービスを創出し、スタートするまでの詳細な打ち合わせから継続するためのあらゆる施策など、地域住民が主体となって取り組みます。様々な立場で活動する地域住民が、その立場での目線で高齢者の声に耳を傾けています。協議体で目指す地域像を語り、それに向けてどのような社会資源があるかを見つけ、どのように解決に向けて活動していくべきか検討していきます。



エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

地域の方々が「強み」として気づいていないことが実は“貴重”なことを知っていただくことは大変重要です。例えば自宅を開放して集いの場としている「さくら会」は、とても自然に参加者全員が“お客さん”ではなく“役割”を持って生き生きと活動をしています。小学生登校、下校見守りのボランティアは、小学生の安全な登下校を見守りたいというささやかな思いから行動へと掻き立てた活動です。しかしその原動力は地域を安全にしたいという思いからいつの間にか大きな力となって、とても貴重な社会資源となって開花します。



また、エリアの端に位置し、自治会にも属していない市営住宅「笹野台住宅」では、長年、孤立してしまっていたのが実情でしたが、移動販売導入をきっかけに、支え合いの輪が生まれ、現在では月一回のサロンも立ち上がり充実させています。移動販売という社会資源が生活支援のニーズとマッチングし、更なる広がりを見せていった良い例となっています。高齢者だけでなく様々な年代の埋もれたニーズを意識しながら住民主体によるサービス創成、継続そして発展していけるようともに考え支援していきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の行事や様々な会合を通じ情報共有や協働が図られています。総合相談支援ではこれら地域ネットワークと連携して業務を遂行します。



1. 各種定例会に職員が出席させて頂き、当ケアプラザの事業や地域包括支援センターの活動内容等の説明を継続的に実施し、地域の社会資源の一つとして地域包括支援センターを活用していただけるよう努めます。また、了解を得た上でニーズ把握とそれに対する支援を行ってまいります。（『地域のよろず相談所 笹野台地域ケアプラザ』を作成して活用しています）

2. 広報誌「笹野台ケアプラだより」ではケアプラザおよび地域包括支援センターの事業等の広報を行います。自治会町内会へ回覧（及び掲示板への掲示）をしていただけるよう継続的に調整を図ります。また、エリアの医療機関・居宅介護支援事業・サービス提供事業所・交番・郵便局等にも広報誌を媒体として顔の見える関係を構築していきます。

3. 把握した課題について、旭区福祉保健センターと連携して支援に努めます。特に虐待事例や悪質商法・特殊詐欺被害事例等については、旭区福祉保健センターに加え、旭警察署と連携して解決に努める等、必要に応じて各関係機関とつながります。

4. 介護保険の制度理解や介護予防事業の啓発など、広く地域住民への周知が必要である事項については、出張講座を自治会館及び集会所で企画していきます。小さな集団での講座は地域との距離を近くできると考えます。

5. 相談支援は迅速かつ丁寧な努めます。システム化により常に情報共有ができるようにすることで、その場で職員が即対応できる体制を今後も継続していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

相談業務において「認知症」に関する相談の割合は高くなっています。認知症は誰もがなり得ることを前提に相談対応、正しい理解の普及啓発の活動を展開します。

1. 早期発見・早期治療に繋げることがもとより、認知症であっても、本人が家族や地域の中で引き続き暮らしていけるような支援体制の構築をめざします。

また、医療機関やケアマネジャーと連携して対応をします。

2. エリア内にある横浜市認知症医療疾患センターほうゆう病院、近隣エリアに位置する神奈川病院・あさひの丘病院と連携がとりやすい関係性が構築できており、今後も医療連携室や認知症初期集中支援チームと連携しながら支援します。

3. 地域の幅広い年代や職域の方が認知症を正しく理解する機会を得られるよう「認知症サポーター養成講座」を実施し、「認知症の本人とともに暮らしやすいまち」（チームオレンジスローガンより）づくりをしていきます。

4. 地域の認知症カフェにおいて、出張ミニ講座を担当し共催してまいります。認知症当事者の方と地域の方がともに楽しい時間を共有できること、そして認知症の知識を少しずつ深められることを目指していきます。



ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展

開していくか、具体的に記載してください。

【虐待の早期発見と未然防止】

1. 「気になる段階」で集約できる信頼関係を維持するため、日頃から地域住民や民生委員やケアマネジャーとの情報共有を密に行います。

2. 認知症への理解不足による虐待を防ぐため、認知症サポーター養成講座の実施のほか、チームオレンジ事業として地域の各活動場所でのヒアリングやリーフレット等による情報発信、活動に賛同するメンバーを募る連絡会を開催することで、地域ぐるみの見守り・支援体制を構築します。

【成年後見制度の利用促進】

将来の不安を抱える層が早期に権利擁護制度を検討できる機会として、「老後の片付け」や「財産管理」など、生活に身近なテーマで講演会や出前講座を実施します。

【消費者被害の防止】

講演会・出前講座の実施や、ケアプラザ内での警察からの被害情報揭示のほか、地域のサロンや集会、既存ネットワークを活用し、被害事例を「誰かに話したくなるエピソード」として情報共有します。関心の低い層も含めた地域全体の循環を目標とし、参加した住民が知人や隣人へ注意喚起を広めてもらうよう働きかけます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

1. 支援における連携・協働体制づくりの支援

連合自治会・地区社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会と地域包括支援センター企画の会議、この双方の会合に行き来し、顔の見える関係作りと地域支援や個別の支援を協働していきます。

2. ケアマネジャーへの支援

(新任研修・主任介護支援専門員交流会・エリア別研修・旭ケアマネット後方支援)

・ 新任・就労予定ケアマネジャー研修の企画・開催

区内 13 包括支援センターと区役所で年に 1～2 回主催、介護保険等の制度の講義の他、個別の実習をケアプラザごとに受け入れます。

・ 主任介護支援専門員交流会の企画・開催

区内 13 包括支援センターと区役所で年に 1 回主催。主任介護支援専門員の横のつながりづくり、管理・指導的立場ならではの課題に向きあえるよう研修を実施してまいります。

・ ケアマネジャー事業所連絡会の企画・開催

近隣エリアの包括支援センターとチームでケアマネの資質の向上を目指して研修会を定期的に開催します。

・ 旭ケアマネット後方支援

区内居宅介護支援事業を中心とした介護支援専門員の職能団体に対して、企画・運営の後方支援を実施していきます。



・個別ケースへの支援

地域の介護支援専門員が対応している個別のケースについて、相談に応じて必要な際は介入・検討・指導を行っていきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

旭区医師会・旭区在宅医療相談室と連携し、緊急性や医療ニーズの高いケースに対しても迅速に適切な医療や介護につなげられる支援を行います。

1. 協力医との連携はもちろん、近隣の医療機関や総合病院と常に連携しながら支援を進めるとともに協力体制の確立と良好な関係構築に努めます。

2. 「旭区疾患別医療介護連携事業」を継続的に推進すべく、旭区医師会と協働していきます。特に、当包括支援センターとしては「緩和ケア」を切り口に多職種が連携できるよう、課題抽出や問題解決への働きかけを行います。

3. 自宅で最期を迎えたいというニーズは増えており、訪問診療医、訪問看護師、薬剤師、訪問介護、福祉用具等の福祉サービスとの連携が必須となります。本人・家族も含めて、これらが一つのチームとなって支援できるような連携を推進してまいります。具体的には多職種で顔の見える関係が作れる場の支援と、各ケースにおけるケアマネジャーや事業所支援となります。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

個別事例を検討する「個別ケース地域ケア会議」と地域に共通する課題を検討する「包括レベル地域ケア会議」を開催し、地域の課題解決につなげます。

1. 個別ケース地域ケア会議

総合相談や地域の介護支援専門員から上がってくる地域の課題となっているケースについて、本人にかかわる専門職と地域とで情報共有と課題解決に向けての検討を行ってまいります。本人や家族も交える機会を持ち、どうしたら住み慣れた地域で共に暮らしていくことが実現できるのかを検討していきます。

また、この会議を重ねていくことで地域の共通した課題やニーズが明らかになると考えます。

2. 包括レベル地域ケア会議

個別ケース地域ケア会議、総合相談や介護支援専門員等から出た課題について、地域で共通するものを抽出していきます。

広く地域にかかわる関係者と、課題とその解決について共有と検討をしていきます。今後特に「認知症」について、様々な角度や視点から地域共通の課題として検討します。いずれの会議についても、現状の地域における課題を検討し議論の新たな支援の枠組みや行政への提案等につなげるなど、継続して地域とともに一緒に考えていきます。



カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

【人員確保・育成について】

1. 事業実施にかかる人員の確保

・地域包括支援センターは、原則、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師（経験のある看護師）の3職種3人体制で、介護予防ケアマネジメント事業を進めていきます。

・専門職人材は法人内の異動及び新規採用によって確保します。当法人では前述の通り豊富な人材の中から、その任務にふさわしい人材を選抜し人員を確保し適正に配置しています。

2. 人員の育成計画

当法人では職員の定着とES向上を目的とした教育部門があり、職員の自己研鑽を支援、もしくは業務上必要な知識・技術を習得してもらうための教育を実施しています。

【業務委託についての選定方法】

・介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが包括的支援事業全体の円滑な実施を考えた上で、業務を指定居宅介護支援事業所に委託し、相互に協働しながらの支援が可能です。

・委託先選定に関しては、利用者の意向、事業所全体として様々なケースへの対応力の有無、担当ケアマネジャー不在時における相談連絡体制など総合的に勘案して利用者にご提案します。

【具体的な支援内容の計画】

・今後、対象の高齢者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を対象者、家族、事業実施担当者が共有するとともに、対象の高齢者自身の意欲を引き出し、自主的に取組を行えるように支援します。

・以下①～④の手順で介護予防ケアマネジメント業務を実施します。

①課題分析(アセスメント)…日常生活の状況、生活機能の低下の原因や背景などの課題を明らかにします。

②目標の設定…課題分析の結果、個々の対象者にとって最も適切と考えられる目標を設定します。

③モニタリングの実施…介護予防事業が実施される間、地域包括支援センターは、必要に応じて、その実施状況を把握し、当該事業の実施担当者等の関係者の調整を行います。

④評価…事業の実施担当者からその事後アセスメント等の結果報告を参考にしつつ、対象者及び家族との面接等によって各対象者の心身の状況等を再度把握し、適宜、介護予防ケアプランの見直し等を行います。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

地域性を踏まえた上で、市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

介護予防把握事業に沿って旭区や圏域のデータに基づき地区診断を実施し地域の特性に応じた、介護予防の普及啓発や一体的実施事業（フレイル予防）を展開します。

【普及啓発の流れ（概要）】

1. 笹野台地区連合自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、かがやきクラブの定例会等に出向いて、地域ごとのニーズ把握を進めると同時に地域会場での事業や普及啓発実施の周知を図り、より多くの地域住民へ情報発信します。

2. より多くの方に興味を持っていただけるニーズに応じた事業を企画します。

3. ニーズに応じた興味・関心を持って頂ける広報誌及び事業ごとのチラシ（及び説明チラシ）を作成します。

4. 各地域会場での事業開催を継続的に実施できるよう、各会の代表者や役員に次への展開を提案します。

【介護予防事業について】

・高齢者のみならず幅広い世代や介護予防に関心の薄い方、ケアプラザから離れたエリアの方により興味を持っていただける企画を地域の方に提案し、自発的な介護予防活動と呼びかけます。

・より多くの地域住民の方が、介護予防に触れるきっかけ作りができるよう、ケアプラザ会場だけでなく、自治会町内会館や地域イベントでより多くの方への情報発信、より効果的なチラシ・広報紙を作成します。

1. 元気づくりステーション

・既存の活動グループに向けて、介護予防の効果を上げるため「ちょい足し」のフレイル講座を提案実施します。

2. 笹野台おとな塾

地域包括支援センター3 職種の事業を年間通じて企画、その中で介護予防の運動・栄養・口腔・社会参加の4本柱の講座を実施します。一般高齢者、介護予防に興味のある方に対し、介護予防の知識と技術を学ぶ機会を定期的に提供し、高齢者が自発的に健康活動や介護予防活動に取り組めることを目指します。



【地域会場での出張講座】

地域の方にとって身近な自治会町内会会館で講座を実施することで、ケアプラザまで来館することができない方にも、介護予防や、消費者被害の注意喚起、認知症の講座、健康講座、地域包括支援センター・行政や警察等各関係機関からの情報提供が伝わるよう地域包括支援センター職員が出向き事業を実施します。



【笹野台地域ケアプラザの介護予防事業について】

・当ケアプラザにおいては、当法人内の地域ケアプラザで行っている事業を参考にしつつ、地域の特性に合わせた笹野台地域ケアプラザ独自の事業として発展させます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

1. 地域包括支援センターは、保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーがその専門知識や技能を活かしながらも、縦割りで業務を行うのではなく相互に重なる部分を広げながら協働して支援にあたります。地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターとも連携して、地域の包括的なネットワークの構築・支援を行います。

2. インフォーマルサービス等の社会資源が活用できるよう作成した冊子『笹野台地域ケアプラザエリア インフォーマルサービス』について、定期的な見直しを行いながら地域や地域を支える介護支援専門員と共有していきます。

3. 公的制度ではカバーできないような課題やニーズについては、前述の地域ケア会議を活用し、個別ケースの支援内容の検討や課題分析を行うことは、単に個別ケースの解決が重要という意味だけでなく、個別の検討を通じて地域における支援体制づくりに繋げる目的も含んでいます、更にその地域に不足している資源を開発していくことや、地域の課題の解決のために必要な政策形成に繋げていくことを目指します。

また地域ニーズを拾える場である「いどばた会」等を活用しながら情報を共有し、地域の方と協働して課題解決に向けての検討をしていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

地域ケアプラザは公の施設であり「住み慣れた町で健やかで安心して暮らし続ける」ための地域福祉保健活動の拠点です「地域包括ケアシステム」推進に向けて、居宅介護支援サービスの提供は公正中立を順守し、次のような事業展開を行います。

1. 地域包括支援センターへの相談を通して緊急度の高い案件を早急に対応できるよう、常日頃より担当件数の調整や勤務の調整を行います。また予防支援の受託等に積極的に協力、連携を行います。

2. 地域の見守り活動を展開している民生委員児童委員との連携を重視し、介護保険の利用が開始した利用者においても、本人の同意のもと、情報共有を適宜行うことで住み慣れた環境で生活が継続できるよう支援します。

3. 「地域包括ケアシステム」では、専門職間での連携が利用者の在宅生活を支える上で必要不可欠です。そのため、地域の医療や福祉職との連携の輪を広げ、様々なニーズに対応できるよう研修参加を重視し、その方らしい生活が実現できるよう支援します。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料提案額の収支予算については、開所から直近までの実績を元に算出しております。サービスのための経費・修繕費など、全体にかかる費用については、定められた負担比率で適性に按分しています。

事業費については、地域住民の要望、貸館利用者からのアンケート等から、さまざまなニーズに応える事業や地域課題に応じた事業を計画しております。また、各事業計画の変化に合わせて見直しを行い、適切な状態を維持します。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1. 利用料金の収支の活用

指定管理料で運営する地域活動交流事業のうち貸室については目的外使用を除き利用料金を徴収しておらず、また、目的外使用で利用料金を徴収したものは横浜市に納入しています。地域活動交流で行っている自主企画事業については、横浜市の利用料金制度に則り、地域ケアプラザで材料費等を参加費として個人負担にすることができるとなっています。利用者に適正な参加費を提示し

事業に活用します。また、当初指定管理料及び追加の指定管理料を合わせても、地域活動交流及び地域包括支援センター事業の事業額が超過する場合は、法人が補填します。

2. 運営費等について低額に抑える工夫

①物品購入にあたっては、常時「必要最小限の数量」とし、余分なストック等を抱えないようにします。ストックが多くなると節約の意識低下を招き、保管場所等のコストも膨らむため、定期的に購入する消費財（清掃用消耗品、紙類、文具全般）についてはこまめな購入を心がけます。また、信頼できる事業所から継続的に購入することで単価抑制を交渉します。

②空調設備の適正な温度管理と清掃、照明・電気機器等の省エネ運用によって電気やガス等エネルギーの消費を抑えます。

役務等の契約についてはその金額に応じて見積もり合わせや入札を適正に実施し、経費の削減に努めます。当法人の総務部では清掃、機器管理、電気管理等の役務契約については主要な施設の契約を数社の見積もり合わせ等で検討しており、当ケアプラザ単独で契約するよりも有利な条件での契約が可能です。

7 自主事業（指定管理事業以外）の実施

自主事業（A型又はB型）の実施について提案がある場合は記載してください。

「指定管理者ガイドラインの改正」に伴い、今回新たな取組として指定管理事業以外の自主事業の実施が認められました。民間のノウハウを活かし魅力的な施設運営、ケアプラザの周知につなげていきたいと考えております。

当法人の強みは専門職の豊富な人材にあるといえます。当法人の強みを生かし、様々な専門職が職業体験および資格取得支援などの無料講座を行うことで、ケアプラザおよび福祉業界の興味を持っていただける事業を検討します。

また、笹野台地区には商店街があります。日頃より SOS ネットワークの協賛や地域の様々な場面で連携をしておりますが、最近では大型のスーパー等の影響で客足が遠のいているとの現状も認識しております。そのため笹野台のケアプラザイベント時に露店を出していただくことなどを検討し、双方の有益につながるよう事業を検討します。なお検討の際は行政と相談、協議の上で本来の設置目的を阻害しないよう細心の注意を払って実施してまいります。